

平成28年4月

## 検査案内 内容変更のお知らせ

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび下記検査項目に於きまして、検査案内の内容の一部を変更させていただきたく、ご案内申し上げます。

謹白

### 記

#### 変更項目

#### 精液検査 検査案内内容変更

	新	旧
55ページ 精液塗抹処理法	採精後、30～60分かけて十分に液化を行ってください。十分な液化が行われていないと精液検査(正常精子形態率)の評価が難しくなります。(30分以上かけても液化しない場合は、スポイトでピPETTINGを10回以上繰り返すことで液化を起こせます)	採精後、15～60分かけて十分に液化を行ってください。十分な液化が行われていないと精液検査(正常精子形態率)の評価が難しくなることがあります。

#### 備考

・精子正常形態率における標本作成において、検体の液化処理は重要となります。今回、検査案内における精液塗抹処理法部分を変更することにより、検査にてより正しい評価を実施するために、ご理解いただければ幸いです。